

随 意 契 約 に つ い て

公表年月日	令和4年5月6日
所属名	管理課

契約業者名・住所	松浦建設 株式会社 野田市東金野井 957-1
業務の名称	江戸川堤防除草業務委託(A工区)
委託場所	田市関宿江戸町～岡田地先
委託期間	令和4年5月7日 から令和4年12月15日
契約金額	2,585,000円
委託の概要	総面積 38,490 m <sup>2</sup> (3回刈り) 肩掛式 2,400 m <sup>2</sup> ×3= 7,200 m <sup>2</sup> ハンドガイド 10,430 m <sup>2</sup> ×3=31,290 m <sup>2</sup> 集草～運搬 12,830 m <sup>2</sup> ×1=12,830 m <sup>2</sup> 処分 38,490 m <sup>2</sup> ×1=38,490 m <sup>2</sup>
随意契約の理由	本業務は、市が占有している江戸川左岸堤防の除草業務であり、国土交通省が実施している除草業務に合わせ、国土交通省が契約締結をしている業者に委託することで、一体的な施行が可能となり、安全かつ円滑に業務を執行することができる。 よって、地方自治法施行令第167条の2項第1項第2号により、下記業者と随意契約をするものである。

随 意 契 約 に つ い て

公表年月日	令和4年5月6日
所属名	管理課

契約業者名・住所	戸邊建設 株式会社 野田市中野台 397 番地
業務の名称	江戸川堤防除草業務委託(B工区)
委託場所	野田市岡田～中野台地先
委託期間	令和4年5月7日 から令和4年12月15日
契約金額	2,937,000円
委託の概要	<p>総面積 44,955 m<sup>2</sup>(3回刈り)</p> <p>肩掛式 4,736 m<sup>2</sup>×3=14,208 m<sup>2</sup></p> <p>ハンドガイド 10,249 m<sup>2</sup>×3=30,747 m<sup>2</sup></p> <p>集草～運搬 14,985 m<sup>2</sup>×1=14,985 m<sup>2</sup></p> <p>処分 44,955 m<sup>2</sup>×1=44,955 m<sup>2</sup></p>
随意契約の理由	<p>本業務は、市が占有している江戸川左岸堤防の除草業務であり、国土交通省が実施している除草業務に合わせ、国土交通省が契約締結をしている業者に委託することで、一体的な施行が可能となり、安全かつ円滑に業務を執行することができる。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2項第1項第2号により、下記業者と随意契約をするものである。</p>

随 意 契 約 に つ い て

公表年月日	令和4年5月12日
所属名	土木部管理課

契約業者名・住所	野田市中野台397番地 戸邊建設 株式会社
業務の名称	江戸川堤防除草業務委託 (C工区)
委託場所	野田市中野台～今上地先
委託期間	令和4年5月13日 から令和4年12月15日
契約金額	金額 3,795,000円
委託の概要	野田市が国土交通省より占有している江戸川左岸堤防(中野台～今上地先)の除草を実施するもの。 除草総面積 44,331㎡ (3回刈り)
随意契約の理由	本業務は、市が占有している江戸川左岸堤防の除草業務であり、国土交通省が実施している除草業務に合わせ、国土交通省が契約締結をしている業者に委託することで、一体的な施行が可能となり、安全かつ円滑に業務を執行することができることから、国土交通省と当該業務を契約する下記業者と随意契約をするもの。

随 意 契 約 に つ い て

公表年月日	令和4年5月20日
所属名	新型コロナウイルスワクチン接種対策室

契約業者名・住所	野田市七光台170 光ビジネスフォーム(株)
業務の名称	新型コロナウイルスワクチン接種券等作成及び封入封緘業務委託(その2)
委託場所	野田市新型コロナウイルスワクチン接種対策室指定場所
委託期間	令和4年5月21日 から令和4年9月30日
契約金額	金額 8,760,400円
委託の概要	<p>新型コロナウイルスワクチン接種について、更なる追加接種を行うため、接種予約等の案内や接種に必要な接種券等の印刷、封入封緘業務を委託するもの。</p> <p><b>【接種券送付対象者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3回目接種から5か月を経過した60歳以上の者</li> <li>・18歳以上60歳未満の者のうち重症化リスクが高いと医師が認める者</li> <li>・重症化リスクが高い多くの者に対してサービスを提供する医療従事者や高齢者施設等の従事者等</li> </ul>
随意契約の理由	<p>更なる追加接種を行うにあたり、内申業者は、1・2回目接種及び追加接種(3回目接種)の接種券等の作成、封入封緘の業務を受注しており、事業の履行に信頼性があることから、随意契約しようとするものです。</p> <p>なお、令和2年12月18日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室からの事務連絡「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施に必要な契約の締結について」にて、本事業の趣旨及び目的に照らし、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約を締結することができるものと示されている。</p>